

令和 5 年度

農作業労務参考標準賃金について

区 分	種 別	単 位	単価(円)	備 考
耕 起	トラクター	10 a 当たり	5,900	
代 か き	荒 代	10 a 当たり	4,000	同時作業の場合 7,500 円
	植 代	10 a 当たり	6,000	
畔 塗 り	機 械	1 m 当たり	30	
溝 切 り	動 力	1 m 当たり	10	
田 植	機 械 植	10 a 当たり	6,500	
	〃 (苗持参)	10 a 当たり	20,500	施肥田植機使用の場合 500 円増 (肥料代は別)
	稚 苗	1 箱	750	
稲 刈	コンバイン	10 a 当たり	18,100	
	乾 燥 調 製	1 俵 60 kg	1,550	乾燥 960 円・調製 590 円
	精 米	1 俵 60 kg	600	
そ の 他 作 業	田 作 業	1 人 1 日 当たり	7,500	
	畑 作 業	1 人 1 日 当たり	7,200	
花 卉 球 根 作 業	※新潟県の最低賃金を下回らない額 時間額 890 円 (令和 4 年 10 月 1 日から適用)			

◎令和 5 年度の農作業労務標準賃金を定めましたので、参考としてご使用ください。

◎本表はあくまでも標準額です。10 a 未満の未整備地、不整形地、倒伏田では 1 割程度の割増、大型圃場では 1 割程度の割引減額などその他のことについては、当事者間の協議で決定してください。

なお、上記の金額には消費税は含まれておりません。

令和 5 年 3 月

五泉市農業委員会



農地の貸し借りや売買等の相談は農業委員・推進委員へ